

## 尼崎市動物愛護基金オフィシャルソーター設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、動物愛護基金の目的及び尼崎市の動物愛護施策に理解がある方に寄付金を募る尼崎市動物愛護基金オフィシャルソーター（以下「オフィシャルソーター」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

### (候補者)

第2条 尼崎市動物愛護管理推進協議会の委員から推薦を受けた者を候補者とする。

### (選考委員会)

第3条 候補者から、オフィシャルソーターを公正かつ適正に選考するため、選考委員会を設置する。選考委員会は、市の職員及び尼崎市動物愛護管理推進協議会の推薦により選ばれた者をもって組織する。選考結果は、選考委員全員の賛成をもって、推薦者として市長に報告する。

### (委嘱)

第4条 オフィシャルソーターは、次の各号をすべて満たす者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 選考委員会から推薦者として報告を受けた者
- (2) 尼崎市の動物愛護施策に理解があり協力の意思がある者
- (3) 動物愛護管理法その他動物関連法令に反する行為等により行政から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者
- (4) 暴力団員又は暴力団員密接関係者でない者

2 市長は、オフィシャルソーターに対し、「尼崎市動物愛護基金オフィシャルソーター証」（様式1号）を交付するものとする。

### (委嘱期間)

第5条 オフィシャルソーターの任期は5年間とする。

### (活動内容)

第6条 オフィシャルソーターは、次の各号に掲げる説明を行い、寄付を募るものとする。

- (1) 尼崎市の動物愛護施策及び事業
- (2) 動物愛護基金及びふるさと納税制度

### (遵守事項)

第7条 オフィシャルソーターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公共の秩序や尼崎市の施策に反した行為を行わないこと。
- (2) オフィシャルソーターは尼崎市の委嘱を受けている事を自覚し、守秘義務等を遵守すること。
- (3) オフィシャルソーターの立場を利用し、営利を目的とした活動、公職選挙法に違反する行為、宗教団体及びその他の団体又は組織への勧誘や寄付の募集を行わないこと。
- (4) 寄付については、必ず納付書等による入金方法とし、現金を取り扱わないこと。

- (5) 寄付の任意性が無くなるような募り方を行わないこと。
- (6) 活動を行うにあたっては、「尼崎市動物愛護基金オフィシャルサポーター証」を必ず携行し、相手から求めがあった場合は提示すること。

(解 任)

第8条 オフィシャルサポーターが、次のいずれかに該当する場合には、市長はこれを解任することができる。

- (1) 第4条第3号及び第4号に該当することが判明した場合
- (2) 第7条各号のいずれかに反する行為を行なった場合
- (3) オフィシャルサポーターとしての責務を果たさない場合
- (4) オフィシャルサポーターとしてふさわしくない場合
- (5) 本人から解任の申し出があった場合

2 オフィシャルサポーターは、前項の規定により解任された場合には、「尼崎市動物愛護基金オフィシャルサポーター証」を市長に返納しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、オフィシャルサポーター活動等についての必要な事項は市長が定める。

以 上

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。